

市第75号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

200円	を	250円	に、
790円		970円	

2,500円	3,000円
3,800円	4,700円
5,100円	6,300円
2,200円	2,700円
3,500円	4,400円
4,800円	6,000円
220円	270円
4,400円	5,400円
92円	110円

130円	を	160円	に改める。
200円		240円	
260円		330円	
400円		490円	
530円		650円	
920円		1,100円	
1,300円		1,600円	
2,600円		3,300円	
290円		360円	
990円		1,200円	
4,400円		5,400円	
4,400円		5,400円	
13,200円		14,400円	
3,720円		5,400円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市下水道条例（以下「旧条例」という。）別表第3の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市下水道条例（以下「新条例」という。）別表第3の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

3 この条例の施行の日前から引き続き横浜市下水道条例第37条で準用する第24条の規定による占用の許可を受けている占用に係る占用料（前項の規定によりなお従前の例によることとされた占用料を除く。）について、次の各号に該当する場合は、新条例別表第3の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をそれぞれ平成30年度及び平成31年度における当該占用の種別ごとの占用料の額とする。

- (1) 平成30年度に納付すべき占用料について占用の種別ごとに新条例別表第3の規定により算出した占用料の金額（以下「改正後の額」という。）が旧条例別表第3の規定により算出することとした場合の占用料の金額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる場合 調整後の額
- (2) 平成31年度に納付すべき占用料について改正後の額が調整後の額に1.2を乗じて得た額を超えることとなる場合 調整後の額に1.2を乗じて得た額

提 案 理 由

一般下水道の土地占用料を改定するため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第3（第34条第1項）

種 別		単 位	金 額	
土 地 占 用 料	通 路	幅員が2.5メートル以下のもの	<u>250円</u> 200円	
		幅員が2.5メートルを超えるもの	<u>970円</u> 790円	
	(省 略)		(省 略)	
	電 柱	第 一 種 電 柱	1本につき1年	<u>3,000円</u> 2,500円
		第 二 種 電 柱		<u>4,700円</u> 3,800円
		第 三 種 電 柱		<u>6,300円</u> 5,100円
	電 話 柱	第 一 種 電 話 柱		<u>2,700円</u> 2,200円
		第 二 種 電 話 柱		<u>4,400円</u> 3,500円
		第 三 種 電 話 柱		<u>6,000円</u> 4,800円
	そ の 他 の 柱 類			<u>270円</u> 220円
	送 電 塔		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,400円</u> 4,400円
		外径が0.07メートル未満のもの	<u>110円</u> 92円	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>160円</u> 130円	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>240円</u> 200円		

水管、ガスマン、引水管、排水管、ケーブルその他の埋設し、又は架設する物件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>330円</u> 260円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>490円</u> 400円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>650円</u> 530円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,100円</u> 920円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,600円</u> 1,300円
	外径が1メートル以上のもの		<u>3,300円</u> 2,600円
橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>360円</u> 290円
	幅員が2.5メートルを超えるもの		<u>1,200円</u> 990円
棧	橋		<u>5,400円</u> 4,400円
鉄道、軌道等の用に供するもの			<u>5,400円</u> 4,400円
工事用施設及び工事用材料置場			<u>14,400円</u> 13,200円
その他のもの			<u>5,400円</u> 3,720円
(省 略)			

(備考省略)